

**さっぽろ連携中枢都市圏における
自治体行政のスマート化に関する基礎調査・研究業務 仕様書**

1 名称

さっぽろ連携中枢都市圏における自治体行政のスマート化に関する基礎調査・研究業務

2 委託期間

契約締結の日から令和2年11月20日（金）まで

3 業務目的及び概要

さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市並びに小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町により構成される圏域をいい、以下「さっぽろ圏」という。）においては、人口減少や少子高齢社会の進展に伴い、人口構造の変化や、各自治体の税収の減少、行政運営に係る人的資源の不足等が予測される。また、令和元年末に発生した新型コロナウイルスの影響による不要不急の外出の自粛要請がなされ、「新しい生活様式」が提唱されたこと等により、社会全体の行動変容がもたらされる等、社会情勢は急激な変化を遂げようとしている。

このような状況下においても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持するためには、自治体が提供する行政サービスについて、情勢の変化に応じた対応が求められる。

そこで、本業務は、さっぽろ圏が将来にわたって持続可能な行政体制を維持することを見据えた住民の利便性の維持・向上や、行政運営の効率化に向けた取組等、自治体行政のスマート化に関する広域的な取組の強化のため、①自治体の垣根を越えた行政サービスのオンライン化の推進、②さっぽろ圏内の各市町村間における事務の共同処理等の実現可能性の検証等を行うものである。

4 業務内容

3に記載する①及び②の実現可能性等を検証するため、委託者と協議の上、以下の各項に掲げる調査等を行った上、報告書を作成すること。なお、以下の各項に掲げるもののほか、本業務の目的達成に有効と思料される事項についても、随時委託者と協議の上、調査等を行うこと。

(1) さっぽろ圏内の市町村において提供されている各行政サービスに係る手

続（以下単に「手続」という。）のうち、その件数、関連性、種別等（以下「手続件数等」という。）を考慮の上で委託者が指示するもの（想定する事務数の最大値は、以下のとおり）について、事務フローを調査し、札幌市とさっぽろ圏内の市町村（札幌市を除く。）との相違をフロー図等により可視化するとともに、委託者と協議の上、事務フローを可視化した手続のうち、3に記載する①及び②の実現可能性等を検証するために必要であると認められるものについて、フォーマット等の統一可能性を調査すること。

<想定する事務（最大）>

以下に掲げる事務の数を合算した値（重複するものは除く。）とする。

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号、別添1）に掲げる事務
- ・ 地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号、別添2）に掲げる事務

- (2) さっぽろ圏内の市町村において使用されているシステムや、その更新時期等について調査すること（さっぽろ圏内の市町村のセキュリティー等の関係上、収集することが困難なものを除く。）。
- (3) さっぽろ圏内の主要な駅の利用人数等について調査すること。
- (4) 委託者が提供する手続件数等や、(1)～(3)の調査結果のほか、職員の配置状況や費用対効果等の要素を考慮の上、さっぽろ圏内の市町村において、オンライン化及び事務の共同処理等を積極的に推進すべき手続（事務の共同処理等についてはその方法を含む。）について提言すること。

5 成果物

本調査に係る成果物は、業務履行期間内に下表の数量及び形式で、委託者に納品すること。

名称	数量	形式	備考
業務報告書（概要版）	1枚	CD-ROM 又は DVD-ROM	PPT で作成。PPT 及び PDF データで納品
業務報告書	1枚	CD-ROM 又は DVD-ROM	PDF、Word、Excel データ等で納品
業務報告書（概要版）	13部	印刷物	
業務報告書	13部	印刷物（A4版）	

業務報告書の作成に 使用したデータ	1 枚	CD - ROM 又は DVD - ROM	可能なものはできる限り CSV データで納品
----------------------	-----	-----------------------	---------------------------

6 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を第三者に一切漏えいしないこと。特に、資料、データ等の紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を自己の責任において厳に講ずること。
- (2) 受託者は、本業務に関し委託者又はさっぽろ圏内の市町村（札幌市を除く。）が提供する資料、データ等の目的外使用を一切行わないこと。
- (3) 本業務に関する成果品その他資料、データ等について、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利、所有権その他一切の権利（一身専属性のあるものを除く。）は委託者に帰属するものであり、受託者は、委託者の許可なく使用又は公表してはならないものであること。また、受託者は、著作者人格権を将来にわたり、行使しないものであること。
- (4) 受託者は、成果物その他資料データ等に使用する映像、音楽、写真、イラストその他の資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害することがないように、委託者に保障するものであること。また、成果物その他の資料、データ等に関し、第三者による権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任において、迅速かつ誠実に対応の上、これを解決するものとし、委託者に何らかの損害が生じたときは、その損害を賠償するものであること。
- (5) 本業務の履行に当たっては、関係法令（さっぽろ圏内の市町村の条例、規則その他規程を含む。）を十分に理解した上で、遵守すること。特に、個人情報の取扱いについては、個人情報保護関係法令及びさっぽろ圏内の市町村の個人情報保護関連規程を厳に遵守すること。
- (6) 本業務の履行に当たっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や、本仕様書の記載に疑義のある事項が生じた場合は、委託者及び受託者が誠実に協議の上、処理するものであること。

7 問い合わせ先

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当） 森
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎5階
南

TEL : 0 1 1 - 2 1 1 - 2 2 8 1

FAX : 0 1 1 - 2 1 1 - 5 1 0 9

MAIL : ki.kikaku@city.sapporo.jp